平成２９年（フ）第７５３号
札幌市西区発寒５条３丁目７番５号
債務者　石原　昇一
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７５４号
札幌市西区発寒５条３丁目７番５号
債務者　石原　　愛
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７７０号
札幌市東区北37条東28丁目10番１号
債務者　常川　貴弘
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７７９号
札幌市中央区南５条西26丁目２番22―605号
債務者　天谷　美香（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７８６号
札幌市西区西野６条３丁目３番10号　西野スカイハイツ205号
債務者　堀田　康宏
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７９１号
札幌市清田区清田６条１丁目17番15号
債務者　古川　留美
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８０９号
札幌市東区北20条東３丁目３番11―303号
債務者　板倉真由美
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２号
大阪府和泉市万町95番地の１（ヤマザキメゾンドファム105号）、申立時の住所北海道虻田郡ニセコ町字本通119番地３
債務者　早坂　直樹
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第５号
北海道岩内郡共和町南幌似1857番地２
債務者　江戸　宏美
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第６４号
釧路市白樺台１丁目18番６号
債務者　高橋　美奈（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第９０号
釧路市中島町３番13号102
債務者　加藤あゆみ
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第４５号
北海道河東郡音更町雄飛が丘南区13番地７　沼口ハイツＢ302号室
債務者　伊藤　純子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
北海道帯広市西19条南５丁目８番３号　リトルフォレスト103号室
債務者　小林　能久
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第９号
山形県最上郡戸沢村大字角川411番１
債務者　甲州　幸代
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第４３号
千葉県東金市東岩崎１番地12　コーポトラストＡ―203
債務者　塚本喜三男
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１２９号
静岡県沼津市平沼245番地　ドリーム21・201、前住所静岡県富士市厚原1980番地の18
債務者　原　　政晴
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２４９号
大阪府河内長野市木戸２丁目18番34―102号、前住所堺市中区深井畑山町155番地１　アンプルールクラージュスールⅡ105号
債務者　酒井　　早
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係